

宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)
第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す生徒等の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知)に基づき、学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱により宮城県私立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を交付する。

(支給の対象及び支給額)

第2 学び直し支援金の支給の対象となる者は、宮城県私立高等学校等就学支援金の対象校に在学している者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (2) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(就学支援金に係る新制度の対象者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)であった者に限る。))
- (4) 高等学校等を退学したことのある者
- (5) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
- (6) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者)

2 前項第2号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 学び直し支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額とする。

(交付の申請)

第3 学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4 知事は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第2号による交付決定通知書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第5 第4第1項の決定を受けた学校設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、学び直し支援金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第6 学校設置者は、第4第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第4号による変更交付決定通知書により、学校設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第7 学校設置者は、交付の対象である学び直し支援金の受領を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第8 知事は、学び直し支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第9 学校設置者は、交付の対象である学び直し支援金の受領が完了したときは、その日（第7の規定による廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認の日）から30日を経過した日又は当該

年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書その他の書類（第10において報告書等という。）を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第10 知事は、報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し支援金の支給の実施結果が交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、学校設置者に交付すべき学び直し支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第11 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第4に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）学校設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）学校設置者が、学び直し支援金をその目的以外の用途に使用した場合

（3）学校設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した交付金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し、又は変更し、前項の規定による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る交付金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき学び直し支援金交付金を学校設置者が納付する日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく学び直し支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第10第3項及び第4項の規定を準用する。

（学び直し支援金交付金の経理）

第12 学校設置者は、学び直し支援金の経理についての帳簿を備え、学び直し支援金とそれ以外の

経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第13 学校設置者は、学び直し支援金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。